

指針等に関していただいた御意見について (通知・同意取得関係)

平成29年2月8日

事務局

1. 指針等の策定に当たり検討することが望ましい主な論点について

- 放送分野ガイドライン案を踏まえ、業界の自主ルール(認定個人情報保護団体による指針等)において検討することが望ましい主な論点等を第4回WGで次のとおり整理。
- 今後、各構成員等から、これまで指摘のあった各論点に係る問題意識、注意すべき点等も踏まえ、視聴者に提示することが望まれる文面や手順、具体的な事例の提案を含めて主な論点の検討を行い、業界による指針等を検討する際の参考に資するものとする。

(論点例)

1 通知・同意取得の方法

- ・ 同意内容の確認
- ・ 同意の撤回(利用停止) 等



第5回WG(今回)で検討

2 通知・同意取得すべき内容

- ・ 通知・同意取得すべき項目の範囲 等

3 視聴履歴の取扱いに係る配慮

- ・ 要配慮個人情報の推知に係る配慮
- ・ 安全管理措置



第6回WGで検討予定

4 匿名加工情報に係る取扱い

- ・ 匿名加工情報の作成方法 等



第7回WGで検討予定

2. これまでの主な意見等 / (1) 通知・同意取得の方法・内容

(1) 通知・同意取得の方法・内容

(1)-1 世帯における同意／オプトアウトの有効性等

指摘された論点	構成委員等の指摘
<p>① 同意／オプトアウトの主体</p> <p>② 同意の有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 世帯における同意には、世帯主の同意が必要なのか、世帯を構成する者全員の同意が必要なのかとの論点がある。また、放送のサービスの種類や受信機によっても、同意のあり方が違うことが想定される。このような論点を踏まえて、視聴履歴、または視聴履歴以外の個人情報を取得する場合の本人の事前同意を得るということがそもそもどういうことなのかを考える必要がある。本人にとって不意打ちにならないあり方とか、プライバシーとの関わり等を踏まえた適切な規律水準を少し具体的に議論を行いたい。ただし、それをガイドラインに書き切れるかという、難しいところがあると思うので議論いただいた上で、認定個人情報保護団体指針や、各社のプライバシーポリシーに反映できるようにしたい。【WG第2回 宍戸主査】
	<ul style="list-style-type: none"> 同意については、ガイドライン本体だけではなく、指針の検討に入った段階でも丁寧に検討する必要があると考える。放送特有の事情、放送番組を受信するだけではなくて、例えば自分で記録した情報の再生やネットワーク端末としての利用があること等を踏まえて、特に世帯の中で誰が同意したのか、誰に対して同意をするのかについては、明確となるような仕組みを考えていかなければいけない。一方で、合理的な消費者の、視聴者の一般的な行動に照らして、あまり煩雑でない手続を検討する必要があると思う。【WG第2回 大谷構成員】
	<ul style="list-style-type: none"> (「世帯の特定の者が同意した場合、同意としては有効」の記述について)世帯全員が同意しなければ、視聴履歴を取得できないとはしないと整理することには賛成だが、例えば小学生の子供でも同意する権限があるとすることは適当ではないと考える。本来同意すべき人は受信機を設置し、履歴の前提となる契約を結ぶ人であり、そこから合理的に考えられる範囲の世帯構成員が同意の権限を持つと解すべき。有効な権限に基づく同意があるかどうかと、有効な同意があると信じて行動した事業者が責任を負わないかというのは、別の話。 本件については、ガイドラインより下位の指針等の事業者の自主基準等の中で、事業者の実務上の取扱いを考える方が、柔軟に対策を進めることができるのではないかと考える。【WG第4回 小塚構成員】
	<ul style="list-style-type: none"> 小塚構成員御指摘の未成年等の無権利者の問題は、視聴履歴の課題というより、本人同意の有効性の問題ではないかと考える。【WG第4回 宍戸主査】
	<ul style="list-style-type: none"> 日常家事代理が及ばない範囲であれば、そもそも権限がないと言わざるを得ない。権限があるかどうかと手続きとして適正かどうかは区別して整理する必要がある、そのあり方は今後、指針等に盛り込むべき事項の議論の中で引き続き検討したい。【WG第4回 森主査代理】

2. これまでの主な意見等 / (1) 通知・同意取得の方法・内容

(1) 通知・同意取得の方法・内容 (続き)

(1) - 2 通知・同意取得の方法等

指摘された論点	構成員等の指摘
① 通知・同意対象の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 同意については、ガイドライン本体だけではなく、指針の検討に入った段階でも丁寧に検討する必要があると考える。放送特有の事情、放送番組を受信するだけではなくて、例えば自分で記録した情報の再生やネットワーク端末としての利用があること等を踏まえて、特に世帯の中で誰が同意したのか、誰に対して同意をするのかについては、明確となるような仕組みを考えていかなければいけない。一方で、合理的な消費者の、視聴者の一般的な行動に照らして、あまり煩雑でない手続を検討する必要があると思う。【WG第2回 大谷構成員】
② 同意が必要な範囲	<ul style="list-style-type: none"> 取得目的・利用目的の制限に係る同意の明確化が必要。同意を要件化するという前提で、どの範囲まで同意が必要かに関して、詳細に検討する必要がある。【WG第2回 三尾構成員】 放送番組を見ている際の視聴行動に関して、放送局やメーカー等から収集されることに視聴者のコンセンサスがあるとは言いがたいという実状を踏まえると、不適正な取得にならないために、しっかりした同意の要件を、ガイドラインレベル、あるいはその下の指針、プライバシーポリシー等でしっかり書き、同意を取得した上で、有効に活用していただくことが基本線と考える。【WG第2回 宍戸主査】 利用目的の特定に関しては、事業内容の特定が必要になると思う。誤解のないように利用目的を説明しなければ、同意を得たとしても、その同意の有効性に疑義が生じる。この辺りを具体的に事業者がどのように表示すれば良いかについては、指針等を検討する際に忘れずに検討の範囲に加えるべき。【WG第2回 大谷構成員】
③ インターフェース	<ul style="list-style-type: none"> 指針での検討課題に上がっている同意の方法が気になる。スマホ同様に、テレビ画面上に大量の文章が流れて、最後に「同意する」「同意しない」と選択する手法をそのまま使うと、「視聴履歴」等の言葉の意味の理解ができず、結局読んでも分からないということになる。そもそも分からないことで、ネガティブに受け取られてしまうおそれがあるのではないか。 視聴履歴の利活用という今回の取組が、みんなにとって悪いことではなく、メリットがあるのだということを伝える必要がある。新しいサービスやテレビの機能向上という面から発信できる工夫を期待。【WG第4回 近藤構成員】 前向きな利活用を実現させるためには、同意をするときにきちんと理解をしてもらうことが大切で、同意したことを後まで覚えていられるような同意のあり方であるべき。特に世帯が複数者で構成される場合には、その同意が世帯全員を代表する同意であることが分かるように明示する必要もあるのではないか。他の業界の見本となるような同意画面を期待している。 現実的に不可能なことを事業者に求めるつもりはないが、視聴者の同意を得るに当たっては、特出した説明を行い、趣旨を理解いただいた上での同意が必要であることが伝わるようルール作りをお願いしたい。【WG第4回 長田構成員】

2. これまでの主な意見等／(1) 通知・同意取得の方法・内容

(1) 通知・同意取得の方法・内容 (続き)

(1)－3 通知・同意取得する内容

指摘された論点	構成員等の指摘
① 情報取得に伴うプライバシー侵害リスク	<ul style="list-style-type: none">・ プライバシー侵害とは、一般的には、公表されたくないことを公表されない権利に対する侵害であるが、通常はプライバシー侵害は「公表型」が中心。ただし、例外的に情報の取得自体がプライバシー侵害となることもあり、現在はこちらがより重要視されている。どのような情報を取得するかという情報の性質、取得目的・必要性、取得の方法、さらに取得後の管理方法で判断されることになる。・ 個人情報保護法上においては、不適正な方法による取得を禁ずることや、取得の際に利用目的の通知・公表を求めるが、これらは本人に必ず伝わるものとは限らないことなど、取得自体はあまり厳しい規制がない。しかし、個人情報保護法上は直ちに問題とはならなくとも、プライバシー侵害とされるおそれがあり、訴訟リスクが生じるものであることは承知しておくべき。 【WG第1回 森主査代理】
② 第三者提供、共同利用の整理	<ul style="list-style-type: none">・ 第三者提供や共有の範囲の考え方は事業者により相当ばらつきがあるように思う。例えば、他社との共通データプラットフォームを構築して共同利用するような場合、どのような前提であれば視聴者の理解を得ることができるかという整理は本研究会で検討すべき課題と思う。匿名加工情報の取扱事業者には再識別化が禁止されているが、うっかりしてそれを他のデータとマッチングしてしまいプロファイリング的に使われるというおそれもある。少し緻密に、実際に事業者が展望しているファクトに応じて検討していくことが望ましい。 【WG第1回 大谷構成員】

(2) 指針等の自主ルールのあり方

指摘された論点	構成員等の指摘
① プライバシーを考慮したルールの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法上は取得自体はあまり厳しい規制がないが、個人情報保護法的には直ちに問題ではなくとも、プライバシー侵害になることがある。電気通信のガイドラインにも、「位置情報プライバシーレポート」、「スマートフォンプライバシーイニシアティブ」等の言及があるように、プライバシーのことも考えて検討されており、プライバシーについても考慮した検討が必要。 【WG第1回 森主査代理】
② 個人情報と紐付けない視聴データの取扱いの自主ルールの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報と紐付けない視聴データについても、プライバシー保護の観点から、ガイドラインに準じた自主ルールが必要ではないかと考えており、検討を提案したい。 【WG第1回 NRI小林氏発表】
③ ベストプラクティス形成を促す必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインは書き方がある程度決まっているため、結局、同意とかオプトアウトとか匿名加工情報とかのキーワードを書くにとどまることとなる。一方で実務では同意の取り方一つでもかなりばらつきがあるため、ガイドラインに上乘せする形の仕組みを、実務を想定した、例えばベストプラクティスみたいなものを含めて検討する必要があるのではないか。 ・ 例えば、通信におけるスマートフォンプライバシーイニシアチブとか位置情報レポート等に近いものとして、放送視聴履歴版の自主ルールをガイドラインとは別に作って、事業者のベストプラクティス形成を促す必要があるとの問題意識によるものと理解。 【WG第1回 小塚構成員、宍戸主査】